

令和 3 年度 第 1 回 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島
世界自然遺産候補地科学委員会 議事概要（助言・要請事項等）

- ＜日 時＞ 令和 3 年 9 月 22 日（水） 15:30～18:00
- ＜場 所＞ オンライン会議（Webex Events）
- ＜出席者＞ 土屋委員長、米田副委員長、伊澤委員、石井委員、太田委員、尾崎委員、小野寺委員、久保田委員、芝委員、服部委員、星野委員、宮本委員、山田委員、横田委員（事務局関係者は省略）
- ＜議 事＞ （１）科学委員会設置要綱の改定について
（２）世界遺産委員会審議の結果及び要請事項について（報告）
（３）要請事項に対する対応方針について
（４）モニタリング計画に基づくモニタリング結果等について
（５）その他
- ＜概 要＞ （注：●は委員の発言、→は事務局の発言）

議事 1 科学委員会設置要綱の改定について

2021 年 7 月 26 日の第 44 回世界遺産委員会拡大大会合において、本推薦地の世界遺産一覧表への記載が決議されたことを受け、科学委員会及びその下に設置した奄美／沖縄ワーキンググループの設置要綱の改定案を説明した。（資料 1-1、資料 1-2）

＜委員質問・助言・要請事項等＞

特になし。設置要綱（改定案）は承認され、「世界自然遺産候補地科学委員会」は「世界自然遺産地域科学委員会」となった。

議事 2 世界遺産委員会審議の結果及び要請事項について（報告）

第 44 回世界遺産委員会拡大大会合における本推薦地の審議結果として決議概要（①記載の可否と記載基準への適合、②我が国への要請事項）を報告・説明した。（資料 2）

＜委員質問・助言・要請事項等＞

特になし。

議事 3 要請事項に対する対応方針について

世界遺産一覧表への記載決議に際し、資産の保護管理について、①観光管理、②ロードキル対策、③河川再生、④森林管理への対応及び、その進捗状況と結果を 2022 年 12 月 1 日までに UNESCO 世界遺産センターに報告することが我が国に要請された。これに対し、要請事項毎に対応タスクフォースを設置すること、また、各要請事項への対応方針について説明した。（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3）

＜委員質問・助言・要請事項等＞

○要請事項 1. 観光管理

- 要請事項には「観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管

理計画に統合」と記載がある。観光の収容能力の評価に関する説明がなかったが、作業部会の議論が、観光管理計画に反映されると理解してよいか。

- 西表島では上水道の給水能力を指標として、入域観光客数の基準値を1230人/日と算出し定めている。作業部会で地元の意見も聞きつつ、人数の妥当性を検討したい。
- 沖縄県の観光部局では、過去に県内各地の観光収容力について議論をしたことがある。その報告書等も役立つと思われる。

○要請事項2. ロードキル対策

- 各地で対策が執られているが、画期的な対策に至っていない。生物側のメカニズムが解明されていないため、各種の防止策が必ずしも有効ではないという問題がある。ロードキル回避には、対策の大きな変更も視野に入れてタスクフォースで検討して欲しい。

○要請事項3. 河川再生

- 要請事項に「different habitat types (多様な生息地)」とある。どの範囲を念頭に置いて議論すればよいか、現時点で考えはあるか。
- 現時点で明確なものはないが、タスクフォースで検討したい。

○要請事項4. 森林管理

- 要請事項では「緩衝地帯での個々の伐採区域の数と総面積を現在のレベル以下に制限」と明確に書かれている。現在のレベルをどう判断するかも含め十分な検討が必要だ。
- 現在のレベルを減少させるのは難しいが、地域の状況も変わりつつある(例: 奄美大島のチップ工場閉鎖等)。地元関係者のヒアリング等を通じて、IUCNの指摘に答えられるよう検討していきたい。
- IUCNの技術評価書には、緩衝地帯での皆伐を懸念するような記述があり、定量的な回答の必要性も検討頂きたい。
- 沖縄島北部の具体的な対応方針の記載がない。「やんばる型森林業の推進(施策方針)に基づき、森林施業を行う」とあるが、登録決議時の要請に対しては消極的に感じる。この方針をどう遵守するか、具体的な保全措置を示す必要があるのではないか。
- 要請事項の和文で「現在のレベル以下に制限する」という記述は、英文の記述が「capping=蓋をする」という意味なので、「現在のレベルに制限する」がよい。

○IUCNの技術評価書に記載されているその他の重要事項について

◇外来種対策

- タスクフォースの無い「外来種対策」「違法採集対策」は今後どう進めるか。特に、外来種は多岐にわたり、資料3-3に挙げられた他に問題となり得る種も各島にいる。各島の事情や今後の危機的状況等を、科学委員会で情報を集めて整理する必要があるだろう。緊急な対策が必要なものもあり、ご検討頂きたい。
- 外来種について「対策の現状」だけでなく、「現在の課題」と「今後の対応方針」について記述して欲しい。
- 沖縄島の名護市等ではマングースの密度が高い。沖縄島北部とは道路で繋がっており、北上防止柵の有効性には疑問もある。本来なら奄美大島同様、全島での根絶を目標にして欲しい。

参考資料1

- ヤンバルクイナの死因は在来種のカラスとハブに依るものが多いが、外来種のタイワンハブが侵入すると大きな影響が懸念される。外来ヘビの侵入に対する防除とモニタリングが必要ではないか。
- タイワンハブの鳥類や哺乳類への影響は、在来ヘビ類が分布する島ではさほど劇的ではない。むしろ、沖縄島中部を中心に定着しているタイワンスジオの方が、ネズミや鳥を好んで捕食し、産卵数も多い。森林内で増加すると駆除が困難になるため、何等かの対策を検討して欲しい。

◇違法採集対策

- 希少野生動植物種等の指定がない生物や、世界遺産地域に隣接した場所を対象に大量のトラップが設置され、昆虫採集が行われている。徳之島や奄美大島で多い。違法性が見極めも必要だが、世界遺産地域に対する生態系の攪乱等が懸念されるため、何らかの対策を検討してほしい。
- IUCNの技術評価書の違法採集に関する記述で、「淡水性カメ類」という訳は使わない方がよい。違法採集のターゲットは「陸生」のリュウキュウヤマガメやセマルハコガメである。

◇全般的事項

- IUCNは本推薦地を含む複数の推薦地への評価をとりまとめた「各推薦地の評価結果総括表」を作成している。この表には、各推薦地の項目別評価が記載されており、本件については「完全性」の評価項目のうち「脅威への対応」が「Part（部分的に適合）」と評価されている。当該部分の意図するところを整理する必要がある。
- ➔ ご指摘の「Part」は要請事項のことで認識しているが、さらに分析したい。
※その後の分析により、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に関するIUCNの評価は、IUCN技術評価書の内容が全てであり、改めて、当該総括表の「Part」については、技術評価書内のIUCNからの具体的な要請事項を反映したものと整理された。

議事4 モニタリング計画に基づくモニタリング結果等について

2019年に策定・運用を開始した本地域のモニタリングに基づく2019年度調査の評価結果(案)を報告・説明した。また、本地域の世界遺産一覧表への記載に伴うモニタリング計画(改定案)を説明した。(資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4)

なお、評価シート(案)は1ヶ月程度を目途に委員のコメントを頂き、事務局で修正して地域連絡会議に報告し、確定版とすることとした。

〈委員質問・助言・要請事項等〉

○2019年度モニタリングの評価結果について

◇全体事項

- モニタリング結果から把握された課題の整理をお願いします。

◇指標15①：ノネコの生息状況について。

- 「A」評価の奄美大島と「B」評価の徳之島及び沖縄島北部では、ノネコ管理計画の有無が評価の違いに大きく影響している。「奄美大島はノネコ管理計画が策定されている」

参考資料 1

ことをポイントとして記載すれば、徳之島と沖縄島北部はノネコの管理計画が無く、その策定が課題だと分かる。

- 各島のノネコ撮影率データが示されているが、沖縄島北部は個体識別した撮影枚数であるのに対し、奄美大島と徳之島は個体識別せずに撮影した枚数である。地域間で比較するには、どちらかに揃えて標準化する必要がある。他の指標にも標準化が必要なものがあるかもしれない。
- 西表島が対象外なのは、現状ではノネコがいないためだと思うが、それは住民や NPO、竹富町、林野庁、環境省等が各種対策で抑え込み、その後リバウンドしないよう努力している結果であり、「S」と評価してよいのではないか。

◇指標 15②：飼い猫の数について

- 西表島の飼い猫の登録数やマイクロチップ装着率等が把握出来なかったのは何故か。
- 竹富町で情報は把握しているが、データ提出上の整理が間に合わなかったと理解している。過去に遡って評価することは可能であり、竹富町とも連携して今後対応する。

◇指標 17：観光管理について

- 観光管理の指標のうち、17②, ④, ⑦は「参考指標として評価は実施しない」としているが、モニタリング計画には「参考指標」という用語は無い。「参考指標」は評価しないことを予め念頭に置いた計画だったのか。
- 今回、モニタリング結果を初めて整理した。例えば②宿泊施設の収容可能人数の増加が良いこと／悪いことなのか、今回は判断できず「参考指標」として扱った。
- 「絶滅危惧種の生息に直接影響しない」という点では評価基準表との対応が難しいが、「参考指標」として評価しないのもいかなものか。それは現状の評価基準が一律であることにも問題があるかもしれず、検討が必要であろう。

○モニタリング計画（改定案）について

- モニタリングはまず事実を正確に把握することだが、その結果、「B」評価が出た場合にどうするかが計画に記載されているとよい。
- 指標 16：外来種の侵入状況について。現在侵入していない種が、今後侵入する可能性がある（例：タイワンスジオ）。外来植物では、アメリカハマグルマ、ツルヒヨドリ、ナガエツルノゲイトウを「将来侵入の可能性が高い種」と記載しておく必要があるのではないか。また、侵入の初期段階に地元で駆除対策がとられている種は、モニタリングだけでなく、対策内容を資料化して残しておくもよい。
- 評価結果の示し方で、空欄が「対象外」、「-」が「未評価」に違和感がある。例えば、対象外は「記載欄を斜線で閉じる」、未評価は「未」と記載する等の示し方はいかがか。

議事 5 その他

登録決議時の要請事項への対応等について、今後のスケジュールを説明した。（資料 5）

以上。